

✿ みんなのしあわせ ひろがるまち はむら ✿

# 羽村市社会福祉協議会 会員募集!

羽村市社協はさまざまな福祉活動を行っておりますが、この運営に伴う財源は市民や市内事業所の皆さまからの会費が当協議会活動の根幹をなすものです。市民の皆さまに社協会員となっただけ、はむらの地域福祉活動を支えるため、ぜひご入会をお願いします。

## 福祉のために何かしたいけど、 忙しくて時間がない...

そんな思いがある方も会費を納めることで財政面からお住いの地域の福祉活動を支えていただくという方法があります。

## 会員になると何かしなければ ならないの？

会員に特別な役割等はありません。ぜひ、会員になって「地域の支え合い」に参加くださいますようお願いいたします。

皆様のあたたかい心をどうぞお寄せください!



◎会員は社協で実施しているサービスを受けることができます。

- \* 車イス、介護ベッドの貸出し
  - \* ふれあいキャリー（福祉有償運送）
  - \* あったかホームヘルプサービス（家事援助）
- （注：サービスを受けるためには、それぞれ条件があります。）

～皆様の会費がこのような活動に活かされます～



### みんなが つながるための仕組みづくり

- ★地域福祉推進のための講座・講演会
- ★ボランティア体験事業
- ★地域へ出向いての活動
- ★福祉ボランティア団体への支援
- ★社協だよりなどの発行
- ★地域への情報発信
- ★その他調査・研究活動など



### みんなで 支え合い助け合う 地域づくり

- ★あったかホームヘルプサービス事業
- ★小地域ネットワーク活動の推進
- ★見守り・声かけ活動の支援
- ★サロン活動の支援
- ★福祉大会の開催（功労者の表彰など）

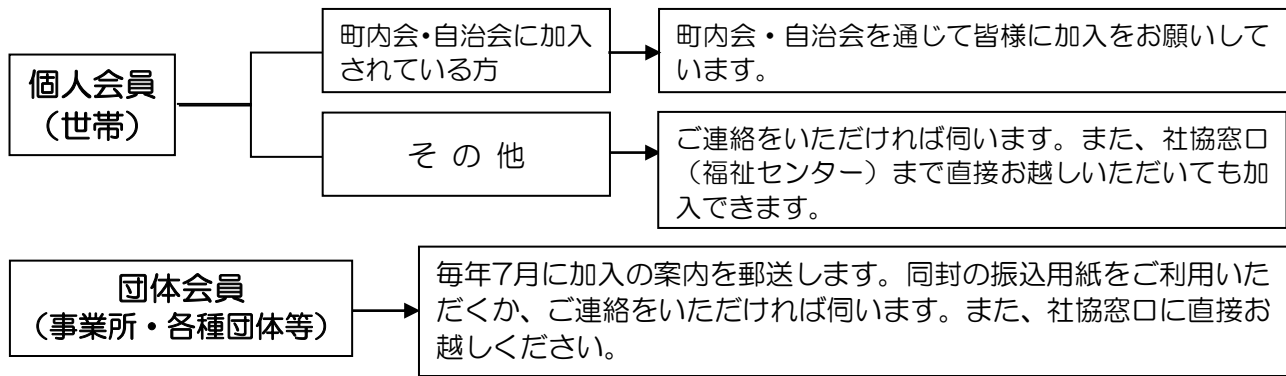
### みんなが 安心して暮らせるための 相談支援体制づくり

- ★福祉機器の貸出し事業
- ★ふれあい相談事業



# 会員のお申込み方法

※個人会員・団体会員ともに随時受け付けています。



## 年会費

	正会員	特別会員
個人会員 (世帯)	500 円	1,000 円(1 口)
団体会員	2,000 円(1 口)	5,000 円(1 口)

会費・寄付金は税  
制上の優遇措置が  
受けられます。  
(条件あり)



会員のお申込みに伴い、ご提供いただく個人情報、法令および当協議会の個人情報保護規程に基づき、適正に管理するとともに、他の目的には使用いたしません。

社会福祉協議会では、さまざまな地域福祉事業を行っております。福祉のことでお困りのことがありましたら、ご相談ください。

子どもの預かりや、送迎を頼みたい	⇒	保育施設等への送迎や、児童の一時預かりなどにより、地域における子育てを支援します。
掃除など、家事援助をしてほしい	⇒	高齢者や障害のある方、ひとり親家庭等を対象に、食事の準備・洗濯・掃除などの支援を行います。
介助が必要な人の外出に送迎を頼みたい	⇒	公共交通機関の利用が困難な障害のある方や高齢者等を対象に、通院や買い物などの外出を支援します。
権利擁護について相談したい	⇒	成年後見制度や権利擁護に関する各種相談事業を実施しています。
福祉サービス利用中の困りごとを相談したい	⇒	安心して福祉サービスを利用できるように総合的に支援します。専門の弁護士による相談も受け付けます
生活資金・教育資金など貸付の相談をしたい	⇒	生活福祉資金・緊急小口資金・総合支援資金・受験生チャレンジ支援等、各種貸付相談を行っています。
車いす・介護ベッドを借りたい	⇒	介護保険の認定を受けていない在宅で生活する方等を対象に、車いす・介護用ベッドを一時的に貸し出します。
障害福祉サービスの利用について相談したい	⇒	福祉サービスの紹介や利用の支援サービス等利用計画の作成等、障害福祉に関する相談を行っています。
こころのモヤモヤを共有したい	⇒	精神障害者家族会による相談支援を行います。 <b>(毎週第4火曜日 ※9月・2月は第3火曜日)</b>
ボランティアの情報がほしい	⇒	ボランティア情報の提供や、福祉施設などの受け入れ側とのコーディネートを行います。
困りごとを相談したい	⇒	地域福祉コーディネーターが、生活の中の困りごとについて、様々なつながりを活用し解決に向けて一緒に考えます。

※各サービスには、ご利用の際の条件があります。詳細は担当にお問い合わせください。